

矢板市在宅介護支援センターアゼリア指定居宅介護支援事業者運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団為王会が開設する矢板市在宅介護支援センターアゼリア指定居宅介護支援事業所(以下「支援事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、支援事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 支援事業所における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 指定居宅支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- (5) 事業の運営に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- (6) 事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第2項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 矢板市在宅介護支援センターアゼリア
- (2) 所在地 栃木県矢板市中 2011 番地 4

(事業の運営)

第4条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事務所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 員数 1名
管理者は、主任介護支援専門員とし支援事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供に当たることとする。
- (2) 主任介護支援専門員 員数 1名以上
介護支援専門員 員数 3名以上
員数は厚生労働大臣が定める基準を下回らないものとすると共に、指定居宅介護支援事業が適正に運営できる員数を適時増員することとする。又、主任介護支援専門員及び介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務員 員数 1名以上
事務員は、介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等に当たることとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 支援事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日及び時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
土曜日 午前8時30分～午後12時30分
但し日曜、祝祭日と12月31日～1月3日を休業とする。
上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 支援事業所の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供に当たる。

- (1) 要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。
- (2) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者その他の者との連絡調整等を行う。
- (3) 当該要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介その便宜の提供を行う。
- (4) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項。
 - 1 介護支援専門員は、通常矢板市在宅介護支援センターアゼリア相談室にお

- いて利用者の相談を受けるものとする。
- 2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して課題分析を行うものとする。
 - 3 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、三団体ケアプラン策定研究会作成による包括的自立支援プログラム方式等に基づく課題分析票を用いて行うものとする。
 - 5 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。
加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。
 - 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
 - 7 介護支援専門員は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用してサービス担当者会議の開催を行うことができるが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければいけないものとする。
 - 8 介護支援専門員は、第1項各項の規定する指定居宅介護支援を行うため、1月に1度以上利用者を訪問するものとする。
 - 9 地域ケア会議において個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力をするよう努めることとする。
 - 10 指定居宅介護支援の利用料の額は厚生労働大臣が定める告示上の額とし、

当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴しない。

- 1 1 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

支援事務所からの片道距離	料 金
5 k m 未満	5 0 0 円
5 ～ 1 0 k m 未満	1 , 0 0 0 円
1 0 k m 以上 1 k m 毎	1 0 0 円加算

- 1 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、矢板市、塩谷町、さくら市、大田原市(旧大田原市内)、那須塩原市(旧西那須野町、塩原町)及び高根沢町とする。

(事故発生時の対応)

第 9 条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告をするものとする。

(苦情・ハラスメント対応)

第 1 0 条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第 4 項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 2 3 条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民

健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
 - 3 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 4 従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす事のないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(事業継続計画)

- 第13条 事業継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(サービス利用にあたっての禁止事項)

第16条 利用者及びその家族、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合には、やむを得ずサービスを終了する場合がある。

- (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で行うこと。また、SNSなどに掲載すること。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、ハラスメント対策、介護予防等の事項に関して、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修期間が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修採用後1カ月以内
- (2) 虐待防止及び身体拘束等適正化に関する研修年2回
- (3) 権利擁護に関する研修年2回
- (4) 認知症ケアに関する研修年2回
- (5) 介護予防に関する研修年2回

- (6) 感染症に関する研修年2回
- (7) ハラスメント対策強化に関する研修年2回

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から5年間は保存するものとする。

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団為王会理事長と矢板市在宅介護支援センターアゼリア管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は、平成12年 2月 1日から施行する。
- この規定は、平成15年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成16年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規定は、平成30年10月 1日から施行する。
- この規定は、令和 元年 6月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 4年 1月16日から施行する。
- この規定は、令和 4年 1月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。